

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

「加圧施設管理事務所」を「施設管理事務所」に、「経営ビジョン策定担当部長」を「経営ビジョン策定・防災担当部長」に、「財務・防災担当部長」を「財務・資産活用担当部長」に、「防災・財産管理担当課長」を「財産管理担当課長」に、「人材育成担当課長又は京北分室担当課長」を「又は人材育成担当課長」に改め、「（北部地域下水道事業に係るものを含む。）」、「（北部地域下水道事業に係るものを含む（供用開始後に実施するものに限る。）。）」及び「（特環下水道事業に係るものを含む。）」を削る。

第1条第1項の表中「収納施策係長」を「債権管理係長」に改め、同表技術監理室の地域事業課の項を削り、同条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 右京営業所に京北分室を置き、京都市右京区京北周山上寺田1番地1に設置する。

第1条第11項を削る。

第2条第9項中「地域事業課」を「右京営業所」に改め、同条第10項及び同条第11項を削る。

第3条第2項中「上下水道事業」の右に「（水道事業、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第13項及び同条第14項を削り、同条第15項中「前14項」を「前12項」に改め、同項を同条第13項とする。

第4条第3項を削る。

第6条経理課の項第6号ただし書を削り、同条お客さまサービス推進室の項第4号本文中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料」に改め、同号ただし書を削り、同項第14号を削り、同項第13号ただし書を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号本文中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第13号とし、同項第11号ただし書を削り、同号を同項第12号とし、同項第10号本文中「井戸汚水等」の右

に「（水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。）」を加え、同号ただし書を削り、同号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「京都市公共下水道事業条例第22条」の右に「、京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条」を加え、「徴収」を「調定、徴収」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「停止」の右に「（給水装置工事に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 水道施設維持負担金の調定及び徴収に関すること。

第7条監理課の項第20号を削り、同項第21号を同項第20号とし、同項第22号を同項第21号とし、同条地域事業課の項を削る。

第9条管理課の項第27号の次に次の1号を加える。

(28) 下水道分担金の調定、徴収及び減免に関すること。

第10条営業所の項第2号中「停止」の右に「（地下水等利用専用水道（京都市水道事業条例第24条の5第1号に規定する地下水等利用専用水道をいう。）及び給水装置工事に係るものを除く。）」を加え、同項第4号本文中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料」に改め、同号ただし書を削り、同項第5号中「京都市公共下水道事業条例第22条」の右に「、京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条」を加え、「額の決定並びに当該使用料の調定、徴収及び」を削り、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 下水道分担金の徴収に関すること。

第10条下水道管路管理センター事務係の項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 下水道分担金の調定及び徴収に関すること。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)